

国立大学法人高知大学の役員報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当(ボーナス)において、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び職務実績等を総合的に勘案し、10/100の範囲内で増減した額としている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年4月より、本給月額を、1,065,000円から994,000円へ改定した。なお、平成18年4月1日の前日から任期が引き続いている役員は、平成18年4月から平成19年3月の間、本給月額のほか、その者の受ける本給月額と平成18年4月1日の前日に受けていた本給月額の差額の1/2に相当する額を本給として支給した。</li> <li>期末特別手当の支給月数を総額0.05月分引き上げた。</li> </ul>
理事	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年4月より、本給月額を、903,000円は843,000円へ、840,000円は784,000円へ、701,000円は654,000円へ改定した。なお、平成18年4月1日の前日から任期が引き続いている役員は、平成18年4月から平成19年3月の間、本給月額のほか、その者の受ける本給月額と平成18年4月1日の前日に受けていた本給月額の差額の1/2に相当する額を本給として支給した。</li> <li>期末特別手当の支給月数を総額0.05月分引き上げた。</li> </ul>
理事(非常勤)	平成18年4月より、本給月額を、120,000円から112,000円へ改定した。
監事	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年4月より、本給月額を、701,000円から654,000円へ改定した。</li> <li>期末特別手当の支給月数を総額0.05月分引き上げた。</li> </ul>
監事(非常勤)	平成18年4月より、本給月額を、120,000円から112,000円へ改定した。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任
法人の長	17,616	12,354	5,262	0		
理事(5人)	67,001	45,762	19,534	780 636 289 (調整手当 (単身赴任手当 (通勤手当)	4月1日1名	
理事(非常勤)(1人)	1,344	1,344	0	0		
監事(1人)	10,040	7,848	2,114	78 (通勤手当)	4月1日1名	
監事(非常勤)(1人)	1,344	1,344	0	0		

注:「調整手当」とは、就任直前に、民間の賃金水準が本法人より高い地域に在勤していた役員に支給しているものであり、支給されていた者が引き続き本法人の役員に就任した場合に異動保障として支給するものである。

3 役員退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長		年 月			該当者なし
理事		年 月			該当者なし
監事	2,103	2 年 月	平成18年3月31日	—	増額又は減額するに至る理由がなかったため、増額も減額も行っていない。
監事(非常勤)		年 月			該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項  
人件費管理の基本方針

業務運営の効率化を図り、業務内容・業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに職員数の抑制を図りつつ、適正な人件費の管理に努める。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の職種に準じた本給表及び人事院勧告を参考にして給与水準を決定。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

国家公務員に準じて、勤務成績を考慮し、昇格、降格、昇給の実施及び勤勉手当の支給率の決定を行っている。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当(査定分)	基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される成績率に基づき支給される。
昇給	本給表の号俸を4分割した上で、普通昇給と特別昇給を統合し、昇給月はこれまでの4回から年1回(1/1)とし、勤務成績に応じて3段階で昇給させる。
昇格、降格	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、1級上位の級に昇格させることができ、上位の級に決定される資格を有するに至った場合は、その資格に応じた級に昇格させることができる。また、勤務成績の不良等で降任したときは、下位の級に降格させることができる。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

- ・本給額を平均0.48%引き下げ。(経過措置:新本給表に切替後の平成18年4月からの本給月額が、平成18年3月に受けていた本給月額に達しない職員には、平成18年3月に受けていた本給額に達するまでその差額を本給として支給する。)
- ・級構成の見直し。(職責・職務の同質化を踏まえた級の統合)
- ・現行の本給表の号俸を4分割した上で、普通昇給と特別昇給を統合し、昇給月はこれまでの4回から年1回(1/1)とし、勤務成績に応じて昇給。
- ・本給水準の引き下げに伴う、本給の調整額の引き下げ
- ・調整手当の率と該当地域の変更
- ・特殊勤務手当(放射線取扱手当)の改定:被曝した外部放射線の実効線量に関わらず支給対象となっていた診療放射線技師等について、月の初日から末日までの間に外部放射線を被曝し、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが認められた場合に限り支給対象とし、支給額は、作業に従事した日1日につき230円を、支給要件に該当することとなった月1月につき7,000円とする。
- ・勤勉手当及び期末特別手当の支給月数を総額0.05月分引き上げ、6月期・12月期とも成績率を0.7月から0.71月に改正し、残りの0.03月分は、6月期、12月期にそれぞれ0.015月分を成績優秀者に配分
- ・非常勤職員の給与制度の改正: 医員(レジデント)が、専門研修における臨床業務に従事又は医員(研修医)の指導をした場合は、月額1,250円の指導医補助手当を支給、医員(指導医)が、臨床業務に従事又は医員(研修医)の指導をした場合は、月額1,650円の指導医等手当を支給、医員(病院助手)が臨床業務に従事又は医員(研修医)の指導をした場合は、月額5,000円の臨床等手当を支給
- ・宿日直手当(医師の宿日直勤務)の改定:1回10,000円から1回11,000円に改定
- ・オンコール手当の改定:医学部に勤務する教員等がオンコールにより正規の勤務時間外の勤務において行われる診療等の業務に従事した場合、1回5,000円から1回7,000円に改定

2 職員給与の支給状況  
職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1235	44.9	7,025	5,086	57	1,939
事務・技術	289	45.4	5,888	4,271	65	1,617
教育職種(大学教員)	534	47.7	8,742	6,297	57	2,445
医療職種(病院医師)	該当者なし					
医療職種(病院看護師)	245	37.7	5,031	3,667	46	1,364
技能・労務職員	26	50.6	5,287	3,853	55	1,434
教育職種(附属高校教員)	23	43.3	7,574	5,619	55	1,955
教育職種(附属義務教育学校教員)	49	43.6	6,974	5,102	58	1,872
医療職種(病院医療技術職員)	65	45.1	6,183	4,505	58	1,678
その他医療職種(看護師)	4	38.3	4,607	3,397	66	1,210

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「教育職種(附属高校教員)」には、特別支援学校教員を含む。

注3:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

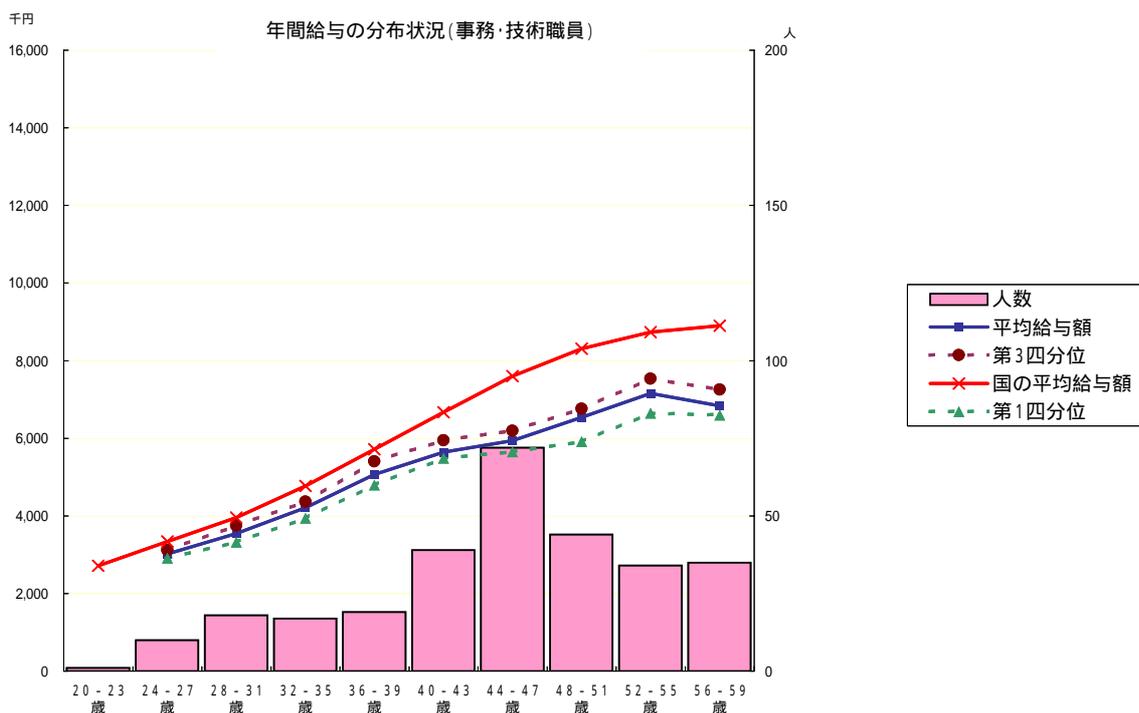
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	111	37.4	3,160	2,698	49	462
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	9	44.2	3,321	2,484	64	837
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
		該当者なし				
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	43	31.6	2,711	2,711	42	0
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	23	46.7	4,597	3,383	50	1,214
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	19	27.6	3,093	2,306	49	787
その他医療職種 (医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
その他事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	11	44	2,222	2,222	54	0
その他技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
その他教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

注1: 技能・労務職種、その他医療職種(医療技術職員)、その他技能・労務職種、その他教育職種(大学教員)については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載しない。

注2: その他事務・技術、その他教育職種(大学教員)及びその他技能・労務職種は賞与を支給しない職員である。

注3: 「技能・労務職種」は、医療技術補助員、看護助手及び臨時用務員である。

年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師)(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。))  
(事務・技術職員)



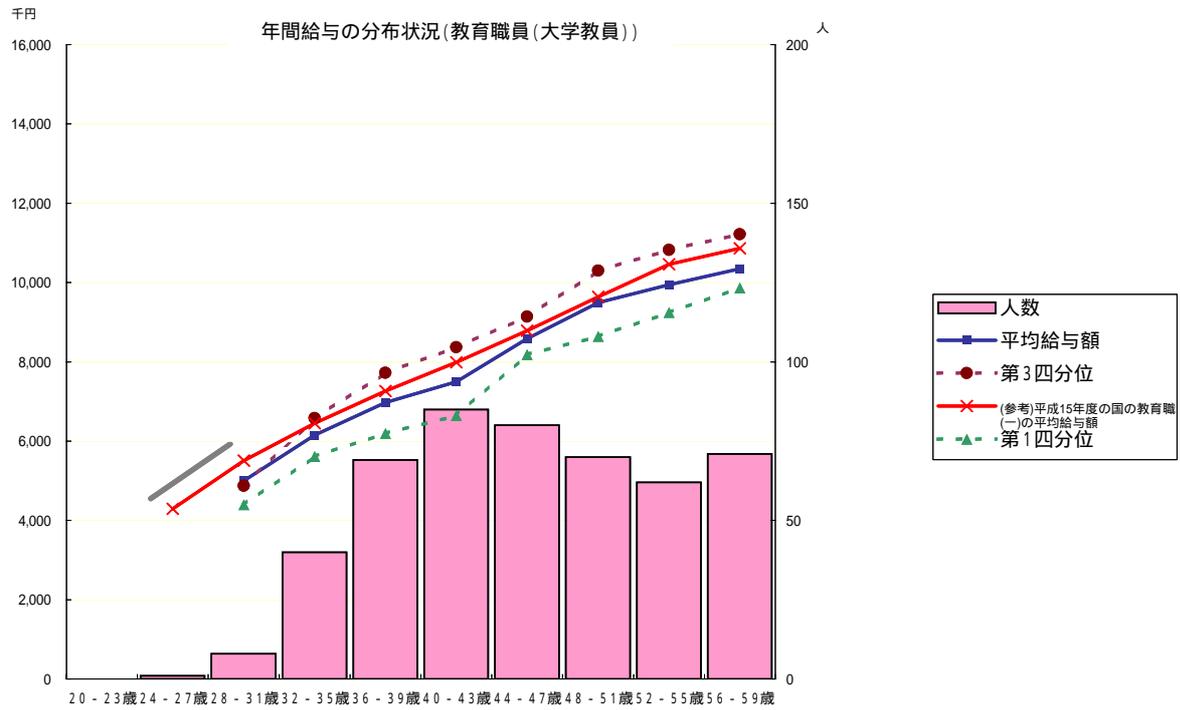
注:年齢20 - 23歳の該当者は、1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることからグラフを省略した。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・部長	3	51.2	-	-	10,712	-	-
・課長	14	53.4	7,709	8,096	8,096	8,682	8,682
・課長補佐	32	54.3	6,766	7,039	7,039	7,255	7,255
・係長	125	47.9	5,767	6,147	6,147	6,391	6,391
・主任	74	43.5	5,132	5,297	5,297	5,749	5,749
・係員	41	31.4	3,121	3,700	3,700	4,113	4,113

注1:部長の該当者は3名のため、第1・3分位の記載を省略した。

注2:係長には、係長相当職である「専門職員」を含む。

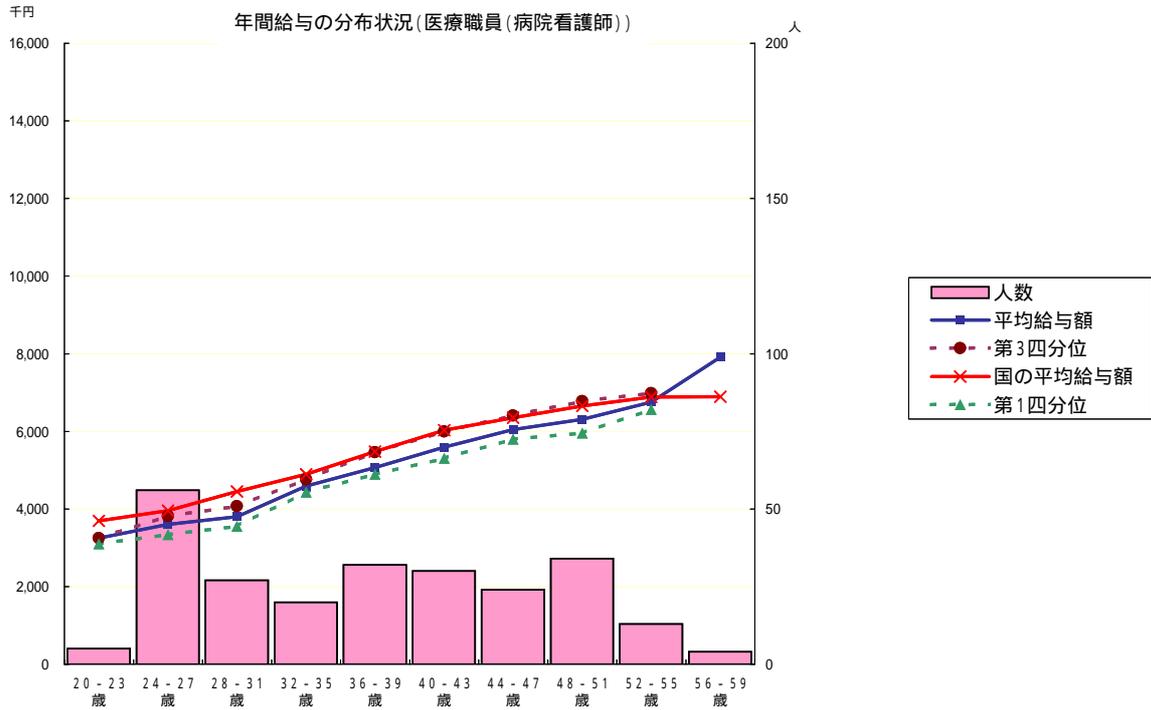
(教育職員(大学教員))



注:年齢24-27歳の該当者は、1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることからグラフを省略した。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
代表的職位	人	歳		千円	千円		千円
・教授	214	55.0	9,846	10,498	11,150		
・准教授	170	44.6	7,722	8,267	8,885		
・講師	41	43.2	7,084	7,743	8,442		
・助教	104	39.8	5,920	6,174	6,527		
・助手	5	43.3	4,769	5,192	5,839		

(医療職員(病院看護師))



注:年齢56-59歳の該当者は、4名のため、第1・第3分位折れ線を表示していない。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円
・看護部長	1	-	-	-
・副看護部長	3	55.8	-	7,286
・看護師長	23	49.7	6,464	6,717
・副看護師長	39	45.9	5,922	6,199
・看護師	179	34.0	3,570	4,431

注1:看護部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び年間給与の平均額について記載を省略した。

注2:副看護部長の該当者は3名のため、第1・第3分位の記載を省略した。

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		係員	主任	主任 係長	係長 課長補佐	課長補佐 課長	課長	課長 部長	部長	部長	局長
人員 (割合)	289	16 (5.5%)	31 (10.7%)	168 (58.1%)	47 (16.3%)	19 (6.6%)	5 (1.7%)	3 (1.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)		29～23	43～28	59～35	59～47	59～45	59～50	55～48			
所定内給与年額(最高～最低)		2,549～2,093	3,354～2,409	5,078～3,140	5,518～4,416	6,596～4,834	6,502～5,580	8,120～7,624			
年間給与額(最高～最低)		3,417～2,860	4,560～3,291	6,984～4,304	7,587～6,283	8,863～6,754	8,833～7,738	11,038～10,507			

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	534	3 (0.6%)	106 (19.9%)	41 (7.7%)	171 (32.0%)	213 (39.9%)
年齢(最高～最低)		57～34	59～26	54～29	64～31	64～40
所定内給与年額(最高～最低)		4,213～3,464	5,568～2,766	7,054～3,592	7,211～4,025	9,424～5,272
年間給与額(最高～最低)		5,880～4,769	7,598～3,780	9,689～4,875	9,831～5,614	13,005～7,553

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師	副看護師長	看護師長	副看護師長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	245	0 (0%)	179 (73.1%)	39 (15.9%)	23 (9.4%)	3 (1.2%)	1 (0.4%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)			55～22	58～36	55～43	59～50		
所定内給与年額(最高～最低)			4,916～2,254	5,047～3,612	5,544～4,229	5,531～4,951		
年間給与額(最高～最低)			6,747～3,097	6,927～5,009	7,667～5,957	7,640～7,071		

注:6級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.3%	67.2%	65.8%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.7%	32.8%	34.2%
	最高～最低	43.1～31.5%	43.1～28.7%	43.1～30.0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.8%	68.7%	67.3%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.2%	31.3%	32.7%
	最高～最低	40.7～31.2%	37.5～27.8%	38.2～29.8%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.2%	68.2%	66.7%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.8%	31.8%	33.3%
	最高～最低	40.7～27.9%	37.5～29.7%	38.1～29.6%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.6%	68.8%	67.3%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.4%	31.2%	32.7%
	最高～最低	40.7～28.2%	37.5～28.4%	38.6～29.4%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.2%	68.3%	66.8%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.8%	31.7%	33.2%
	最高～最低	40.7～31.6%	37.5～28.4%	35.8～30.5%

注: 医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	80.9
対他の国立大学法人等	94.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	95.4
------------	------

(医療職員(看護師))

対国家公務員(医療職(三))	93.2
対他の国立大学法人等	96.3

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

参考: 教育職員(大学教員等)の対国家公務員(平成15年度の国の教育職(一))との比較指標 95.9

総人件費について

区 分	当年度	前年度	比較増 減		中期目標期間開始時(平成	
	(平成18年度)	(平成17年度)	千円	(%)	16年度)からの増 減	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	10,583,440	10,676,743	93,303	0.9%	144,606	1.4%
退職手当支給額 (B)	882,853	925,942	43,089	4.7%	351,969	28.5%
非常勤役職員等給与 (C)	1,462,245	1,361,392	100,853	7.4%	196,080	15.5%
福利厚生費 (D)	1,494,410	1,486,728	7,682	0.5%	25,391	1.7%
最広義人件費 (A + B + C + D)	14,422,948	14,450,805	27,857	0.2%	275,104	1.9%

注:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減の要因

「給与、報酬等支給総額」は、人員減等の影響により、対前年度比 0.9%となった。

「最広義人件費」は、人員減等による「給与、報酬等支給総額」の減、非常勤職員に係る費用増、受託研究費等により雇用される職員に係る費用増等による「非常勤役職員等給与」の増、人件費増当による「法定福利費・福利厚生費」の増により、対前年度比 0.2%となった。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

)主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

)法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

中期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策

- ・全学的な視点から、全体の教職員に係る人件費管理を一体的に行い、適正かつ効果的な人事管理を推進する。
- ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

)人件費削減の取組みの進捗状況

- ・基準年度の「給与、報酬等支給総額」  
10,676,743千円
- ・当年度の「給与、報酬等支給総額」  
10,583,440千円
- ・当年度までの人件費削減率  
0.9%

その他

- ・当年度の「給与、報酬等支給総額」  
10,583,440千円
- ・平成17年度の「人件費予算相当額」  
11,036,948千円
- ・人件費の削減率(対人件費予算相当額)  
4.1%

法人が必要と認める事項

特になし